

平成15年9月12日  
総務省

## 住基ネットにおける本人確認情報提供状況の開示について

### 1 本人確認情報提供状況の開示スケジュールの決定

※本人確認情報提供状況の開示制度とは

住基ネットに保存している本人確認情報をどの行政機関が利用したのか、住民の請求があれば都道府県知事が開示する制度。  
アクセスログの開示とも言われている。

- 本人確認情報提供状況の開示については、2月7日、47都道府県で構成する住基ネット推進協議会で決定した後、システム開発等を行っていたが、この度、システム開発もおおむね終了し、10月1日から本人確認情報提供状況を保存する旨の決定がなされたとの報告を受けた。

（9月8日、住基ネット推進協議会幹事会で決定し、本日、47都道府県に連絡）

- 当面は、指定情報処理機関から毎月1回、本人確認情報提供状況を都道府県に磁気媒体で送付する方式をとるので、住民に対する本人確認情報提供状況の開示は、11月以降準備が整った都道府県から順次開始されることとなる。

### 2 総務省としての取組

- 本人確認情報提供状況の開示は、各都道府県の個人情報保護条例に基づき行うこととなるが、総務省としても、住基ネットセキュリティ基準（総務省告示）を改正し、法制的な位置付けを付与する予定（9月中に改正予定）。

### 総務省告示の概要（予定）

「都道府県知事は、本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報の開示請求に適切に対応するため、国の機関等、区域内の市町村の執行機関等若しくは当該都道府県の執行機関（都道府県知事を除く。）に対し本人確認情報の提供を行った場合又は本人確認情報を利用した場合は、個人ごとの本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存する。

委任都道府県知事は、本人確認情報の提供の状況に係る情報の開示請求に適切に対応するため、指定情報処理機関に対し、指定情報処理機関が国の機関等又は区域内の市町村の執行機関等に対し本人確認情報の提供を行った場合における個人ごとの本人確認情報の提供の状況について報告を求め、当該提供の状況に係る情報を保存する。」

担当：総務省自治行政局市町村課  
高原企画官、松谷事務官  
電話：03-5253-5111（代表）  
（内3051、内3066）  
03-5253-5517（直通）

平成15年9月12日

総務省

## 住基ネットにおける市町村長調査権の法制化について

- 住基ネットは、47都道府県が中心となって構築・運営するシステムであり、都道府県知事・指定情報処理機関の住基ネットを利用する行政機関に対する調査権については法制化されていたが、市町村長は、当然に都道府県知事・指定情報処理機関を経由して調査権を行使することはできると解されてはいたものの、法制化まではされていなかった。
- 地方公共団体から要望がなされているところでもあり、今回の住基ネットセキュリティ基準（総務省告示）の改正の中で、市町村長の住基ネットを利用する行政機関に対する調査権について、法制的な位置付けを付与する予定（9月中に改正予定）。

### 総務省告示の概要（予定）

「市町村長は、必要に応じ、国の機関等、区域内の市町村の執行機関等及び都道府県知事に対して、当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うものとする。」

担当：総務省自治行政局市町村課  
高原企画官、松谷事務官  
電話：03-5253-5111（代表）  
（内3051、内3066）  
03-5253-5517（直通）